平成２８年（フ）第３６２７号
東京都新宿区西早稲田１丁目21－１　更新寮
債務者　幸山　正彦
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６３０号
東京都府中市白糸台５丁目21－６－103
債務者　沢畑　俊明
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６３２号
東京都大田区池上４丁目18－５－211
債務者　野中　真弓
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６４１号
埼玉県さいたま市緑区東浦和３丁目19－４
第一礒部マンション205
債務者　金子優美子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６４２号
東京都世田谷区北烏山２丁目13－６
債務者　鳴瀬　陽子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６４９号
東京都板橋区高島平７丁目14－５－306
債務者　久保　万実（旧姓江崎）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６５１号
東京都江戸川区瑞江３丁目34－６－203
債務者　江口　清人
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６５２号
東京都中野区松が丘１丁目２－２－208
債務者　川村　和正
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６５４号
東京都西東京市向台町１丁目２－40－302
債務者　本橋　政行
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２００５号
大阪府高槻市西真上１丁目24番５－301号
債務者　片山　友哉
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７号
東京都あきる野市瀬戸岡229番地３スカイハイツ202号
債務者　藤野　政直
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５８４号
東京都豊島区西巣鴨２丁目29－２
債務者　崎村　侑子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５９０号
東京都新宿区市谷柳町３－605
債務者　佐藤　志織
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５９１号
東京都江東区塩浜２丁目５－15
債務者　横田　英樹
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６０５号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目13－１青柳マンション３－Ｂ
債務者　谷本　和美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６０６号
東京都江戸川区西葛西１丁目12－１－202
債務者　塚本　　訓
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部